

1. 相談部門（市直営）

学齢期も含め、(仮称)こども発達支援センターにおいてワンストップでの相談受付けを可能にし、相談しやすく、相談内容を解決できる体制づくりを行うことで、保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家族への支援及び障がいに対する理解や受容に繋げるなど、保護者の幅広いニーズに応じることを可能にします。

（相談支援実施者：相談員、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、保育士）

○成長段階に応じたあらゆる相談に対応します。

- ・保護者の抱える不安に寄り添います。
- ・保護者とともに主訴の分析、問題整理を行います。
- ・子どもの発達段階を把握し、保護者に対して助言・指導を行います。
- ・心理的な検査や行動観察による心理アセスメントを実施します。
- ・嘱託医による医療コンサル、医療機関との連携を行います。

○適切な機関の紹介、つなぎ、調整を行います。

- ・療育、居宅サービスの利用が必要な場合は、計画相談支援事業所と連携して支援を行います。
- ・心理士、言語聴覚士、保育士等による定期的な巡回相談を実施することにより、幼稚園・保育園及び学校との情報共有や支援者支援など子どもが集団生活の中でいきいきと過ごせるように間接的な支援も行います。
- ・他の子育て支援機関の利用がふさわしい場合は、その子育て支援機関につなぎます。
- ・機能訓練が必要な場合は、理学療法、作業療法、言語療法など子どもに必要とされる頻度で、専門家による指導を実施します。
- ・家族同士の交流会・勉強会、地域の交流イベントなどを実施します。

※障害児相談支援事業所との連携について

児童発達支援や放課後等デイサービスなど法定給付のサービスを利用する場合には、障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必要になりますが、この計画の作成にあたっては相談部門が行ったアセスメントなどを踏まえ、相談員などが障害児相談支援事業所による計画作成のフォローを行います。

2. 療育部門（委託事業者）

○児童発達支援（平成 28 年 10 月から実施）

個別支援計画に基づき、日常生活における基本動作の獲得・人とかかわる力や考える力の育成にむけて集団療育・個別療育を行います。

①対象：療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童

※手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となります。

※(仮称)こども発達支援センターの児童発達支援は療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とします。

②療育内容

発達支援	あそびと生活を通して、発達を促す支援、基本的生活習慣の確立に向けての支援を実施します。
家族支援	家族とともに子どもの特性や行動を理解し、家族が安心して子育てができるよう支援をしていきます。
機関連携	在籍する幼稚園、保育園への巡回を相談部門と行い、園での様子や情報交換を通し、子どもを多角的にとらえ、支援を実施します。

③その他

- ・家族同士や地域との交流の機会を設けます。
- ・単独通所及び保護者同伴通所とします。保育所や幼稚園等との並行通所も可能とします
- ・児童発達支援は療育の場とし、居場所やレスパイト的利用は考えておりません。

○放課後等デイサービス（平成 29 年度から実施）

個別支援計画に基づき、将来に向けた、人とかかわる力や考える力・社会に適應する力、生活能力の向上に向けて、集団療育・個別療育を行います。

①対象：学校教育法第 1 条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる児童

※手帳の有無を問わず、療育の必要性が認められる場合は対象となります。

※(仮称)こども発達支援センターの放課後等デイサービスは療育の場と位置づけ、相談部門において(仮称)こども発達支援センターでの計画的な療育の必要性が認められた方を対象とします。

② 療育内容

発達支援	将来の自立的な生活に向けての、人と関わる力（コミュニケーション）や認知理解力、学習力、社会への適応力（社会性）の育成に向け、小集団活動、余暇支援活動を実施します。
家族支援	子どもがライフステージごとに直面する課題（思春期、進学、就職等）に対し、家族とともに協力しながら取り組み、将来に向けてサポートをしていきます。
機関連携	在籍する学校への巡回を相談部門や教育研究所と協力しながら行い、学校での様子や教員と情報交換を通し、子どもを多角的にとらえ、支援を実施します。

③その他

- ・家族同士や地域との交流の機会を設けます。
- ・放課後等デイサービスは療育の場とし、居場所やレスパイト的利用は考えておりません。